

福井市企業局物品等電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の関係法令および福井市企業局会計規程（令和2年福井市公営企業規程第29号）第93条において準用する福井市財務会計規則（昭和36年福井市規則第11号）に定めるもののほか、福井市企業局が発注する物品の製造の請負または物品の買入れ、修繕等（以下「物品の調達等」という。）の契約に係る入札を、福井市電子入札システム（福井県電子入札システム共同運用によるもの（以下「電子入札システム」という。））を使用して行う場合における事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、物品の調達等の契約のうち、発注機関があらかじめ電子入札システムを使用して行うことを指定したものに係る入札について適用する。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 物品の調達等の事務を執行するための電子情報処理組織であって発注機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。
- (2) 入札情報サービスシステム 物品の調達等に係る入札公告および入札結果等を提供するための電子情報処理組織であって発注機関の使用に係る電子計算機と入札を閲覧する者の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。
- (3) 電子入札 入札に関し発注機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、電子入札システムを使用して、電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入力することにより行う入札をいう。
- (4) 紙入札 発注機関に書面を提出することにより行う入札をいう。
- (5) ICカード 発注機関または電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用する記録媒体であって、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者の証明する電子署名が記録されたものをいう。
- (6) 発注機関 福井市企業局の契約担当課をいう。
- (7) 入札執行者 福井市企業局物品の購入等に係る事務取扱要領第7条の規定により、競争入札の開札を行う者をいう。

- (8) 契約事務担当者 発注機関において契約の事務に従事する者をいう。
- (9) 日時 福井市電子入札システムにより表示される日時をいう。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、その使用に係る I C カードについて、電子入札システムの利用の登録（以下「I C カード利用者登録」という。）をしなければならない。

- 2 前項の規定により I C カード利用者登録をしようとする者は、契約課長に電子入札システム利用申込みを行うものとする。
- 3 前項に規定する申込みは、福井市物品等競争入札参加資格審査申請時の申請者の商号又は名称及び代表者の名義により行わなければならない。
- 4 I C カード利用者登録をした者は、登録事項に変更があったときは、直ちに、変更の手続を行わなければならない。

(I C カードの管理)

第5条 契約事務担当者および I C カード利用者登録をした者は、その使用に係る I C カードの破損、紛失、盗難、パスワードの漏洩その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 契約事務担当者および I C カード利用者登録をした者は、その使用に係る I C カードの紛失、盗難、パスワードの漏洩等により I C カードを不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちに当該 I C カードの失効その他の適切な措置を講じなければならない。
- 3 I C カードが失効、閉塞または破損した場合には、入札に参加できないため予備の同一名義の I C カードを準備するよう努めること。

(電子入札の案件の登録および変更等)

第6条 契約事務担当者は、電子入札を行うこととしたときは、当該電子入札に係る案件について、電子入札システムにより、概要登録、詳細登録および日付登録（以下「案件登録」という。）を行わなければならない。

- 2 契約事務担当者は、案件登録の内容について変更を行い、または案件登録の削除を行う必要があると認めるときは、直ちに、電子入札システムにより、変更または削除の登録を行わなければならない。
- 3 入札執行者は、入札の公告を行った後において案件登録に係る入札を取りやめる必要があると認めるときは、電子入札システムにより、電子署名を付して入札の取りやめを行わなければならない。

(紙入札への変更)

第7条 入札執行者は、発注機関の使用に係る電子計算機に障害が発生したことにより電子入札システムを使用することが不能となったとき等は、電子入札に代えて紙入札の方法に

より入札を行うものとする。

- 2 前項の規定により紙入札の方法に変更した場合において、既に電子入札システムにおいて有効に手続が完了しているものについては、当該手続を紙入札の方法により行うときの手続として取り扱うことができる。

(関係書類の提出)

第8条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、電子入札システムにより、入札参加資格確認資料、内訳書その他発注機関が定める電子入札に参加するために必要な資料（以下「提出資料」という。）を、発注機関が指定する期間内に、発注機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 提出資料の作成に係る電子ファイルの種類および保存に係る電子ファイルの形式は、次の表に掲げるもののいずれかとする。

	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word ファイル	Word2000 形式以前
2	Microsoft Excel ファイル	Excel2000 形式以前
3	PDF ファイル	Acrobat6.0 以前

備考 電子ファイルを保存する際にファイルの内容が損なわれるおそれのある機能を使用しないこと。

提出資料を圧縮する場合にあっては、LZH 形式または ZIP 形式とすること。

- 3 契約事務担当者は、提出資料に係る電子ファイルがウイルスに感染していることを認めたときは、直ちに当該電子ファイルの閲覧を中止し、ウイルスの感染の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(書面により提出できる関係書類)

第9条 契約事務担当者は、前条第1項の規定により記録される提出資料が次の各号のいずれかに該当するときは、電子入札参加者に対して、提出資料（入札参加資格確認資料である場合にあっては、それを構成するすべての資料）を、持参し、または郵便もしくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者および同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）（以下「郵便等」という。）により送付するよう求めなければならない。

- (1) 電子ファイルの容量が3メガバイトを超えるものであるとき。
- (2) 電子ファイルがウイルスに感染していることを認めたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、持参し、または郵便等により送付することが適当であると認めるとき。

(入札参加申請に伴う手続)

第10条 契約事務担当者は、一般競争入札において、入札参加資格確認申請書が発注機関

の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたときには、その内容および入札参加申込者の業者詳細情報を確認し、補正等の必要がないときは、電子入札システムにより、受付票を当該電子入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

- 2 契約事務担当者は、前条第3号の規定により入札参加資格確認資料が持参され、または郵便等により送付されたときは、その内容を確認し、補正の必要がないときは、電子入札システムにより、受付票を当該電子入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 3 契約事務担当者は、入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料を審査し、電子入札システムにより、入札参加資格確認通知書を当該電子入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(紙入札の承認)

第11条 電子入札参加者は、紙入札による参加をしようとする場合、入札書受付締切日時（以下「入札書等受付締切日時」という。）の1時間前までに、契約事務担当者に紙入札承認願を提出するものとし、契約事務担当者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、次項に規定する条件を付して紙入札の承認をすることとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第5条に規定する特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約）に係る入札である場合
- (2) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていない段階で指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムへの利用者登録を行えない場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がない場合

2 契約事務担当者は、紙入札を行うことを承認する場合には、併せて紙入札承認通知書により次に掲げる条件を付すものとする。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより送受信した電子ファイルがある場合には、前項の規定にかかわらず、これらは有効なものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料を、契約事務担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。ただし、前項第1号に該当する場合、または入札執行者が特に認める場合には、郵便等によることができる。その場合は、書類の収受に争いが生じないように、できるだけ配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
- (2) 第1回目の入札書および内訳書を、封筒に封入して、契約事務担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。ただし、前項第1号に該当する場合、または入札執行者が特に認める場合には、郵便等によることができる。その場合は、書類の収受に争いが生じないように、できるだけ配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
- (3) 契約事務担当者は、第1回目の入札書および内訳書を受領したときは受領書を発行し、

受領書発行の時をもって、入札書および内訳書の情報が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとする。ただし、前号ただし書の規定により郵便等によったものについては、契約事務担当者が受領した時をもって発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとみなし、受領書を発行しないものであること。

(4) 入札執行者が入札者に代わって、当該入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。

(5) 紙入札を行う者は、くじ引きとなった場合のために、あらかじめ電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）用の3桁の任意の数値を入札書に記入するものとし、電子くじの実施がある場合には入札執行者が入札者に代わって当該数値を電子入札システムに入力すること。

なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札執行者は入札書記載の金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値として電子入札システムに入力すること。

(6) 再度の入札を執行することとなった場合において、代理人が開札に立ち会っているときには、再度の入札書の記名押印は、代理人の記名押印とすること。

(7) 紙入札を行った者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならないこと。

(8) 再度の入札を執行することとなった場合において、紙入札を行った者で開札に立ち会わない者がいるときは、再度の入札を辞退したものとみなすこと。

(9) 紙入札を開始した後の電子入札システムの入力を認めないものとする。

3 紙入札の承認を得た者が持参した入札書および内訳書は、厳重に保管するものとし、入札書および内訳書は開札日時まで、封筒を開封してはならない。ただし、開札前に内訳書の内容確認が必要な場合はこの限りではない。

（入札書の提出）

第12条 入札書に記載すべき事項ならびに入札者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札書受付期間内に記録されていること。

2 内訳書の添付が必要とする場合に当たっては、その情報が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていること。

3 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたことを、必ず入札書受付票によって確認すること。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者は、入札書受付期間内であれば、辞退届を送信して発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されることにより辞退することができる。

2 前項の場合において、入札書が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後は辞退できない。

3 契約事務担当者は、辞退申請が発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたときは、辞退申請結果通知書を発行する。

4 入札書受付締切日時までに入札書が、発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていないときは、当該入札参加者は、入札を辞退した者とみなす。

(入札書受付締切り)

第14条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出または送信を受け付けない。

(入札の無効)

第15条 入札者が無効な入札書を提出した場合は、必要に応じ、入札執行者は無効通知書を当該電子入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。なお無効な入札書を提出した場合とは、福井市財務会計規則第100条に定めるほかについては、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) ICカードを不正に使用した場合

(2) IDパスワードを不正に使用した場合

(開札の実行)

第16条 開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始しなければならない。なお、紙入札を承認された者がある場合には、その者を立ち会わせて事前に提出された入札書の入った封筒を確認し、入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力するものとする。

2 紙入札を承認された者のうち入札に立ち会わなかった者がある場合には、当該入札事務に直接関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 前項の手続きを終えた後、入札執行者は、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませて一括開札を行う。

4 入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、入札者が入札に使用したICカードの有効期限を確認するとともに、一般競争入札においては、入札に使用したICカードが入札参加の申込みをした代表者の名義であることを、指名競争入札においては、入札に使用したICカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。

5 開札手続を進めるに当たっては、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者は電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。

(落札決定)

第17条 落札者を決定する場合には、落札を確認した上で、電子入札システムにより、電子署名を付して落札通知書を作成しなければならない。

2 前条第2項に該当する場合は、入札執行者は立会人に開札結果画面を印刷したものに記名押印させるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

2 電子くじにより落札者を決定した場合には、前条の規定による手続を行うものとする。

(入札の中止)

第19条 入札の執行回数は、2回までとする。

2 一般競争入札において入札参加者がいない場合及び指名競争入札において入札者が2者未満となった場合には、入札を中止する。

3 前項の場合において、入札執行者は、入札の中止を確認した上で、電子入札システムにより、電子署名を付して取止め通知書（指名競争入札の2回目の入札にあつては不調通知書）を作成しなければならない。

(落札決定の保留)

第20条 入札執行者が落札決定を保留する必要があると認める場合は、電子入札システムにより、電子署名を付して保留通知書を作成しなければならない。

2 落札決定の保留を行い、第16条第2項に該当する場合は、入札執行者は立会人に開札結果画面を印刷したものに記名押印させるものとする。

3 保留後落札者が決定したときには、第17条第1項の規定による手続を行うものとする。

(再度の入札)

第21条 第1回目の入札において落札者がなく、かつ、第19条第2項の規定に該当しないときは、再度の入札を執行することとし、再度入札通知書を作成する。

2 再度の入札を行う場合においては、第14条から第18条までの規定により、遅滞なく、開札の手続を行うものとする。

3 再度の入札を紙入札で参加しようとする者については、第11条の規定を適用する。ただし、契約事務担当者により開札日時が変更された場合は、第11条第1項にある入札書受付締切日時を変更後の第1回目の開札日時と読みかえるものとする。

(入札の結果の公表)

第22条 電子入札に係る案件については、原則として入札情報サービスシステム上で入札結果を公表する。

(補則)

第23条 この基準に定めるほか、福井市企業局が実施する電子入札およびこれに関する一連の手続の運用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この基準は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。